

令和6年度  
メディアを活用した小松市魅力発信業務  
仕様書

令和6年5月

小松市

# 1 業務概要

## 1.1 業務名

令和6年度メディアを活用した小松市魅力発信業務（以下「本業務」という）

## 1.2 目的

北陸新幹線小松駅開業を契機に、本市を主目的地としてもらうための既存コンテンツの魅力のさらなる向上と新たなコンテンツの開発、そして観光だけでなくまちそのものが持つ特性のブランディングが求められている。そのためには継続的で双方向の、共感につながる情報発信を行っていく必要がある。

観光の枠にとらわれず、こまつ新交流ビジョンのコンセプトである「もっと深く、おもしろく」を体感するための魅力発信を目指すもの。

## 1.3 本業務の内容

主な業務内容は下記の通りとする。

本市を取り巻く現状・課題等を分析の上、広報展開のコンセプトや構成（手段）のほか、情報発信における「6W2H」を明確にして、その選定理由を明示した上で、次の(1)～(3)を実施すること。また、本業務の成果として効果検証のための指標及び目標値を定め、検証結果を報告すること。

### (1) 幅広い情報提供機会の創出と活用

本市が設置するメディア情報発信サポートデスク（仮称）や広域で展開していく取り組み（北陸ゲストイネーションキャンペーンや北陸観光PR会議等）を活用・連動させた、相乗効果向上施策を提案すること

### (2) 小松市のファン醸成も目的としたメディアツアーの実施

観光スポットの羅列型ではなくテーマ性を重視し、子育て支援や多様な働き方ができるまちを訴求テーマとした関係人口の拡大、移住促進等にもつながる新たなメディアツアーの企画と実施を行うこと

### (3) テーマ別メディア情報発信の推進

交流人口・関係人口・定住人口の拡大を目的として、上記(1)、(2)で情報提供した本市の魅力や優位性をターゲット別に訴求できるメディア情報発信を行うこと

メディアと実施企画の選定にあたっては、継続性を重視するとともに市としての情報発信力強化につながる施策も取り入れること

※このほか受託業者の専門的な立場から、本業務目的を達成するために上記によらない効果的な手法があれば、本事業の費用範囲内で積極的に提案すること。

## 1.4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 2 業務遂行の留意点

### 2.1 人員体制

#### (1) 統括責任者の配置

本業務に精通し十分な経験と知識を有し、官民間問わず本業務と同規模のプロジェクトの受託事業の実務経験のある者を、本業務遂行上の受託事業者としての責任を負うべき統括責任者として1名配置すること。また、その者が本業務全体を統括し、本市との連絡調整の任にあたらせること。

#### (2) 人員体制の変更

本業務の統括責任者は、提案書での業務実施体制に記載のとおりとし、原則として変更することができない。なお、病休、死亡、退職などやむを得ない事由が生じた場合は、本市の承諾の上、同等以上の担当者に変更することができるものとする。

### 2.2 打ち合わせ及び連絡調整

業務委託後、具体的な業務内容や進め方等について逐次市と協議するものとする。ただし、本業務の履行期間内はオンライン等により月1回程度のペースで本市と打ち合わせを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を月に1回以上行うこと。なお、会議は必要に応じて追加開催できることとする。

情報発信や制作過程の都度、本市に構成及び内容確認を行うとともに、放送・掲載等した成果品を納入すること。

## 3 その他

### 3.1 再委託

受託事業者は、業務工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うこと。

### 3.2 守秘義務

受託事業者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、そのほか適正な管理のために必要な情報のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

### 3.3 個人情報の保護

受託事業者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）等の関係法令等を遵守しなければならない。

### 3.4 著作権

受託事業者は、本業務（再委託をした場合を含む。）にあたっては、著作権、肖像権に配慮するとともに、関係法令等を遵守すること。なお、作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、受託事業者に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 本業務の成果品等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託事業者に留保されるが、本市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託事業者は、本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

### 3.5 追加提案

本業務の仕様は、現在本市が最低限必要と考えているものである。このほか受託事業者の専門的な立場から、本業務目的を達成するために本市にとって有益になるとと思われるものについては、本業務の費用範囲内で積極的に提案すること。

### 3.6 協議

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、本市と協議すること。

### 3.7 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、本市担当者との十分な打ち合わせを行い、業務を誠実に履行すること。
- (2) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては市担当者の指示に従い、受託事業者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託事業者は本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。

以上